

事務連絡
令和3年10月25日

住宅・建築物関係団体 御中

国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の
基本方針等の送付について

平素より住宅・建築物行政にご理解とご協力賜り、ありがとうございます。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第77号）が令和3年10月1日に施行され、法律の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改められたことを受け、農林水産省より、別紙1のとおり基本方針の策定について、別紙2のとおり建築物木材利用促進協定の運用について通知がありましたのでお知らせいたします。

貴職におかれましては、本法等の趣旨を踏まえ、建築物における木材の利用の促進に取り組むとともに、会員のみなさまへの周知をよろしく願いいたします。

【問合せ先】

国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8512（夜間直通）

担当：課長補佐 長岡 達己（内線39422）

係員 長 奈緒子（内線39476）

3 林政利第 106 号
令和 3 年 10 月 4 日

国土交通大臣 殿

木材利用促進本部長 野上 浩太郎
(農林水産大臣)

建築物における木材の利用の促進に関する基本方針の策定について (通知)

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律 (平成 22 年法律第 36 号) 第 10 条第 1 項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めたので、同条第 6 項の規定に基づき通知する。

貴職におかれては、同基本方針に基づき、建築物における木材利用の促進に関する取組を積極的に推進していただくようお願いする。

また、貴省関係機関・団体等に対して、周知いただくよう、併せてお願いする。

建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

〔令和3年10月1日木材利用促進本部決定〕

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向、建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標、基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項、建築用木材（法第2条第4項に規定する建築用木材をいう。以下同じ。）の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものである。

第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物における木材の利用の促進の意義

森林は、国土の保全、水源の涵^{かん}養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、国民生活及び国民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これらの森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

我が国の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、原木の安定供給体制の確立や加工流通施設の競争力強化などの供給対策と木材需要拡大に向けた対策等を併せて進めたことで、木材供給量は順調に増加してきた。そうした中で、国産材（国内で生産された木材をいう。以下同じ。）利用を一層促進し、燃料材やパルプ・チップ用材と比べ高値で取引されている建築用木材の需要を拡大することは、地方の経済社会の維持・発展に寄与する極めて重要な産業である林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、国産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効

果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面やコスト面の課題等から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。

こうした中、平成 22 年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。また、近年は、強度等に優れた建築用木材である C L T（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらかしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

1 の建築物における木材の利用の促進の意義及び法第 3 条に規定する基本理念を踏まえ、国、地方公共団体、事業者、国民は、以下のとおり建築物における木材の利用の促進に取り組むものとする。

（1）木材の利用の促進に向けた各主体の取組

① 国による取組

国は、法第 4 条の規定を踏まえ、建築物における木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

具体的には、国は、木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進、中高層の木造建築物又は大規模な木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供、法第 15 条に規定する建築物木材利用促進協定制度の推進などの施策を総合的に実施し、建築物全体における木材利用の拡大に向けた環境整備に努めるとともに、必要に応じ、実験や検証等により安全性を確認した上で建築基準の更なる合理化等の制度的措置を講ずるものとする。

また、国は、所管する施策に関連する施設の建築物について、当該施設の特性や地球温暖化対策計画をはじめとする各種政府計画等を踏まえながら、木材の

利用の促進を図るものとする。

加えて、国は、公共建築物以外の建築物における木材利用に向けた取組を牽引し、都市等における木材利用の促進において、主導的な役割を果たすことが求められていることから、自ら整備する公共建築物において、率先して木材の利用に努めるものとする。

このため、各省各庁の長は、法第10条第2項第4号に規定する公共建築物における木材の利用の促進のための計画（以下「各省計画」という。）に基づき、相互に連携し、地方公共団体その他の関係者の協力も得つつ、公共建築物における木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図るものとする。

さらに、建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築用木材が適切かつ安定的に供給されることが重要であることに鑑み、国は、地方公共団体、林業従事者、木材製造業者その他の関係者の協力を得つつ、当該木材の品質の確保や安定的な供給の確保に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

② 地方公共団体による取組

地方公共団体は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、当該地方公共団体の区域内の公共建築物における木材の利用の促進はもとより、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。

このため、地方公共団体は、法第11条に規定する都道府県の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「都道府県方針」という。）又は法第12条に規定する市町村の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「市町村方針」という。）を作成することが期待される。

地方公共団体は、都道府県方針及び市町村方針（以下「都道府県方針等」という。）に基づき、率先して、その整備する公共建築物における木材の利用に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、国の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとする。

加えて、地方公共団体においては、都道府県と市町村相互の連携を緊密にすることにより、例えば公共建築物を整備しようとする市町村や、建築物における木材の利用を促進しようとする市町村に対し、都道府県が木材の調達についてその区域内の情報や木材の利用に関する専門的な知見を提供するなど、木材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

③ 事業者による取組

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本基本方針及び都道府県方針等を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体の実施する木材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における木材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

例えば、建築物を整備する事業者にあつては、建築物における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、その整備する建築物において積極的に木材を利用することについて検討するよう努めるものとする。

また、林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

④ 国民による取組

国民は、法第7条の規定を踏まえ、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 関係者相互の連携及び協力

国、地方公共団体、建築物を整備する事業者等、林業従事者、木材製造業者その他の関係者（以下「木材利用関係者」という。）は、(1)の各主体の取組の実施に当たり、本基本方針及び都道府県方針等に基づき、法第8条の規定を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(3) 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国又は地方公共団体が講ずる関連施策に協力しつつ、法第6条の規定を踏まえて木材の利用が促進されるように木材の安定供給に努めるとともに、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）

以下「クリーンウッド法」という。) 第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物を整備する者は、その整備する建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。) 第2条第1項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

(4) 国民の理解の醸成

建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには国民の理解の醸成が不可欠であることから、国及び地方公共団体は、建築物における木材の利用の促進の意義等について国民に分かりやすく示すよう努めるものとする。特に木材利用促進の日(毎年10月8日)及び木材利用促進月間(毎年10月)において重点的に、木材利用関係者が連携し、建築物における木材利用の意義について、多くの国民の理解が得られ、木材利用促進が国民運動となるよう、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

国及び地方公共団体は、法第13条にのっとり、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、例えば、「CLTの普及に向けた新ロードマップ」(令和3年3月25日CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議決定)に基づく取組を推進するなど、CLTや木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

国は、木材の利用の促進に資する各地域における木材の利用に関する優良事例等の情報を取りまとめ、地方公共団体及び建築物を整備する事業者等に共有するよう努めるものとする。

また、国及び地方公共団体は、ライフサイクル・アセスメント(LCA)等を活用し、木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果を定量的・客観的に示す手法の開発・普及、ESG投資等において評価される建築物の木材利用の評価指標や評価の在り方の検討、建築物における木材の利用が環境面や経済面、その利用者の心理面、身体面及び生産効率等に及ぼす効果に関する調査研究及びその成果の発

信等に努めるものとする。

2 住宅における木材の利用の促進

国及び地方公共団体は、法第 14 条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努めるものとする。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

国及び地方公共団体は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

国及び地方公共団体は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本基本方針に照らして適当なものであるか、都道府県方針を定めている都道府県にあつては当該都道府県方針に、市町村方針を定めている市町村にあつては当該市町村方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

国が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。また、地方公共団体が同協定を締結した場合には、国の措置に準じるほか、当該地方公共団体の特色を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 公共建築物における木材の利用の促進

(1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第 2 条第 2 項各号及び法施行令(平成 22 年政令第 203 号)第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

① 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く国民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(老

人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

② 国又は地方公共団体以外の者が整備する①に準ずる建築物

これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く国民に利用され、国民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、青年の家等)、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所(併設される商業施設を除く。)が含まれる。

(2) 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物については、低層の公共建築物の木造化率は上昇傾向にあるものの、依然として木材の利用の拡大を図る余地がある。また、公共建築物は、広く国民一般の利用に供するものであることから、木材の利用の促進を通じ、これらの公共建築物を利用する多くの国民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。そのため、国及び地方公共団体が、その整備する公共建築物において、率先してCLTや木質耐火部材等を含む木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について国民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

また、公共建築物において率先して木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

こうしたことから、公共建築物について、率先して木造化及び内装等の木質化を促進するものとする。

また、建築用木材の利用はもとより、建築用木材以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、(3)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。さらに、建築用木材以外についても、公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図るほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るもの

とする。

なお、公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、世界貿易機関（WTO）政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意するものとする。

（3）積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

木造建築物をめぐっては、平成 12 年の建築基準法の改正により、一定の性能を満たせば建築が可能となる、いわゆる性能規定化が進み、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式を採用することなどにより木造化することが可能となるなど、木造建築の可能性が大きく広がっている。また、中大規模建築物においても木造化する事例が増えてきている。

しかしながら、中大規模建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要がある、施工者が限定された工法を用いる場合が多いなど、現状では、コストや技術の面で木造化が困難な場合もあることから、更なる技術的な知見の蓄積を進めることとしている。

公共建築物の整備においては、平成 22 年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、（1）の木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、

その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

5 規制の在り方の検討等

国は、木造建築物について、実験や検証等により安全性を確認した上で、建築基準法に基づく構造・防火関係の基準の合理化に取り組んできたところである。

平成 27 年 6 月に施行された建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）により、3 階建ての木造の学校や延べ面積 3,000 平方メートルを超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで木材が見える「あらわし」で設計が可能となった。

さらに、令和元年 6 月に施行された建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）により、4 階建て以上の中高層建築物についても一定の防火措置を行うことで木材が見える「あらわし」で設計が可能となった。

また、平成 28 年 3 月には C L T を指定建築材料へ位置付けるとともに、構造計算に用いる基準強度等を定める告示改正を行い、平成 28 年 4 月には C L T に関する建築基準法に基づく告示（一般的な設計方法）が公布・施行されたことにより、一般的な C L T パネル工法による建築物については国土交通大臣による個別の認定が不要となり通常の建築確認手続で建築できるようになった。さらに、平成 28 年 3 月には準耐火構造の仕様を追加する告示改正を行うことで、C L T 等の面材を燃えしる設計で利用できるようになった。平成 29 年 9 月には、枠組壁工法に係る改正告示が公布・施行され、告示に基づく構造計算を行うことで枠組壁工法の床板及び屋根板に C L T を用いることが可能となり、その後、平成 31 年 3 月には、構造計算に用いる基準強度に係る改正告示が施行され、C L T の樹種について従来のスギより強度のあるヒノキ、カラマツ等の基準強度が定められ、樹種の強度に応じた設計が可能となった。

引き続き、安全性を確認した上で、中大規模建築物等における木材の利用を促進するため、建築基準の更なる合理化等に取り組んでいくものとする。

6 木材の利用の促進の啓発と国民運動

国及び地方公共団体は、関係団体と連携し、国民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事例の紹介等により、木材の利用の効果について積極的に国民への普及啓発を行う。

建築物における木材の利用について広く国民の関心と理解を深めるため、特に、木材利用促進の日及び木材利用促進月間において、経済界を含む事業者関連団体等とも連携し、木材利用に関する関連イベントの実施、ホームページ等の各種媒体における情報の発信等の事業を重点的かつ広範囲に実施することにより、国民運動としての木材利用促進に取り組むものとする。

また、法第 31 条の規定にのっとり、木材を活用した優良な施設に対して表彰を実施するなど、木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うものとする。

第 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、第 2 の 4 (3) の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとする。

また、国は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、大臣その他の幹部職員の執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

さらに、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、製材等のほか、CLT や木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術の活用に取り組むものとする。

加えて、国は、その整備する全ての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法第 6 条第 1 項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

第 4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

各省計画においては、本基本方針を踏まえ、国が整備する公共建築物のうち各省各庁の長の所管に属するものにおける木材の利用の促進が効果的に図られることを旨として、以下の事項を定めるものとする。

(1) 所管に属する公共建築物における木材の利用の方針

所管に属する公共建築物に求められる機能、各省各庁が所掌する事務又は事業の性質等を勘案し、当該公共建築物の木造化及び内装等の木質化、当該公共建築物における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用並びに木質バイオマスの利用の方針を定めるものとする。

(2) 所管に属する公共建築物における木材の利用の目標

第3の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標及び(1)の方針を踏まえ、木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を推進する公共建築物の部分、利用の推進を図る木製の備品等の種類を明確にするなどにより、可能な限り具体的に記載するものとする。

(3) その他各省計画に基づく取組の推進のために必要な事項

各省各庁における各省計画に基づく取組の推進体制等について定めるものとする。

第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

建築物における木材の利用を促進するためには、その材料となる建築用木材が適切かつ安定的に供給されることが重要となる。また、比較的大規模なものが含まれる公共建築物における木材の利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔(スパン)が長い、天井が高いといった構造的特性にも対応した長尺・大断面の木材や、CLT、木質耐火部材等の建築用木材が、適切かつ安定的に供給される必要がある。

このため、森林所有者、林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有、木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法伐採木材等の供給体制の整備等に取り組むなど、法第6条の規定にのっとり、木材の利用が促進されるように木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

また、国は、地方公共団体とも連携し、これらの木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、法第17条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の的確な運用をはじめとする必要な施策の着実な推進を図るものとする。

2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項

法第17条に規定する木材製造の高度化に関する計画の内容は、以下の全てを満たすものとする。

(1) 木材製造の高度化の目標及び内容(公共建築物に係る建築用木材の製造の用に供する施設を整備しようとする場合にあっては、当該施設の種類及び規模を含む。以下同じ。)

木材製造の高度化の目標については、当該木材製造の高度化に取り組む結果、公共建築物に係る建築用木材の供給の担い手として十分な能力を有することとなる

よう、具体的に定められていること。

また、木材製造の高度化の内容については、公共建築物に係る建築用木材の製造の用に供する施設の整備その他の木材製造の高度化のために講ずる措置及び当該措置の実施体制について具体的に定められているとともに、当該措置について、年次計画が具体的に記載されたものであること。

なお、木材製造の高度化の内容は、以下を満たすものであること。

- ① 現有の施設・機械の活用を含め、公共建築物における利用に適した木材の適切な供給に必要な製造能力を有する種類及び規模の施設・機械の整備が図られるものであること。
- ② 森林の適正な整備を図る上で支障のない木材の確実な供給のため、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の徹底等が図られるものであること。
- ③ 木材製造の高度化に関する目標の達成に必要な知識又は技術を有する人材の確保等が図られるものであること。
- ④ 建築基準法に基づくシックハウス対策に係る建築材料に該当する木材を製造する場合にあつては、当該木材の製造に当たり、適切なシックハウス対策を講ずるために必要な施設の整備及び人材の確保等が図られるものであること。

(2) 木材製造の高度化の実施期間

5年以内であること。なお、木材製造の高度化の実施期間は、木材製造の高度化のために講ずる措置の全てを実施し、木材製造の高度化の目標を達成するのに要する期間とする。

(3) 木材製造の高度化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

木材製造の高度化のために講ずる措置の全てを実施するのに十分な資金が、当該措置を講じようとする時期（年次）に適切に調達できると見込まれるものであること。

3 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

国及び地方公共団体は、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保を図るため、法第16条の規定に基づき、強度又は耐火性に優れた建築用木材として農林水産省令で定めるもの（CLT等）について、製造に係る技術及び製造に要する費用の低廉化に資する技術の開発及び普及を促進する。

また、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、強度や耐火性に優れるなどの品質・性能の高い建築用木材の生産及び供給や、木材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

さらに、国は、法第21条の規定に基づく国有の試験研究施設に係る使用料の減額のほか、新たな製品の開発や高性能な木材製品の製造に資する施設・機械の整備の推進に

努め、木材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るとともに、木材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとする。

第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項

地方公共団体は、都道府県方針等を作成する場合には、この基本方針（市町村方針を作成する場合にあっては、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県が定める都道府県方針）に即し、地域の実情、関係者の役割分担等も踏まえて、当該地方公共団体の区域内の建築物における木材の利用の促進のために講ずるべき施策等について具体的に記述するものとする。

この場合、これらの施策と学校教育や社会教育、社会福祉、医療、都市計画など建築物の整備に関連する分野の施策との調和・連携の確保、必ずしも都道府県又は市町村の区域にとどまらない広域的な視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備、森林法に基づく地域森林計画、市町村森林整備計画等に即した森林の適正な整備の推進等に留意する必要がある。

また、都道府県又は市町村以外の者が整備する建築物においても積極的に木材が利用されるよう、これらの建築物の整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう留意する必要がある。

なお、都道府県又は市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標については、木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を促進する公共建築物の部分、利用の促進を図る木製の備品等の種類を明確にするなどにより、可能な限り具体的に記載するものとする。

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とするなどの設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数については木造の建築

物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

さらに、備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

加えて、公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。

3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、国の施策に準じて建築物における木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するため、財政担当部局、事業担当部局、営繕担当部局、林業・木材産業担当部局、環境担当部局、住宅・建築担当部局等の関係部局横断的な木材利用促進連絡会議を設置するよう努めるものとする。

(注) この基本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

建築物における木材の利用の促進に関する基本方針の構成

○ 建築物等における木材の利用を促進し、脱炭素社会の実現に資すること等を目的として、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）が改正され、法の対象が公共建築物から**建築物一般に拡大**。

→ 新たに設置された**木材利用促進本部**において、令和3年10月1日に**基本方針**を策定。

<基本方針の構成>

第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

- 1 建築物における木材の利用の促進の意義
- 2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等
- 2 住宅における木材の利用の促進
- 3 建築物木材利用促進協定制度の活用
- 4 公共建築物における木材の利用の促進
- 5 規制の在り方の検討等
- 6 木材の利用の促進の啓発と国民運動

第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

- 1 木材の供給に携わる者の責務
- 2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項
- 3 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

- 1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項
- 2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項
- 3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

<主なポイント>

- 法の**基本理念**を踏まえて木材の利用を促進
- **非住宅の建築物や中高層建築物の木造化等の促進により、脱炭素社会の実現、地域の経済の活性化等**へ大きく貢献
- 建築物における木材利用は、**快適な生活空間の形成**にも寄与
- **林業・木材産業事業者の建築用木材の安定供給に係る努力義務**

- **木造建築物の設計・施工の先進的な技術の普及、人材育成、建築用木材等の安全性に関する情報提供**
- **建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知**
- **公共建築物における率先的な木造化・内装等の木質化**
- **安全性の確認を踏まえた建築基準の更なる合理化の検討**
- **木材利用促進の日（10月8日）、木材利用促進月間（10月）における重点的な普及啓発・国民運動化、顕著な功績のある者の表彰**

- **コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化**

- **CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造技術、製造費用の低廉化に資する技術の開発及び普及**

基本方針の概要

第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物における木材の利用の促進の意義

- 国産材の利用拡大は、**林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備等に寄与**
- 木材は「**カーボンニュートラル**」であり、**調湿性等に優れるほか、心理面・身体面・学習面等での効果も期待される資材**
- 非住宅建築物や中高層建築物の木造化等を促進することにより、脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に貢献**

2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

- 各主体の取組
国、地方公共団体、事業者、国民による、**基本理念を踏まえた取組**
- 関係者相互の連携・協力
- 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立
林業・木材産業の事業者による木材の安定供給、適切な伐採・再造林等
- 国民の理解の醸成

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

- C L Tや木質耐火部材等の普及**
- 木造建築物の設計・施工に関する**先進的技術の普及**
- 中大規模木造建築物の設計・施工に関する情報提供と人材育成のための研修等**
- 建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報の提供**
- 優良事例等の取りまとめ、木材利用の効果の調査研究及び定量的・客観的評価手法の開発・普及**

2 住宅における木材の利用の促進

- 住宅の設計に関する情報の提供、担い手の育成等

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

- 事業者等に対する**協定制度の積極的な周知**
- 締結の判断基準（法の目的・基本理念・基本方針等との整合）
- 協定に基づく取組を支援することにより木材利用を促進**

4 公共建築物における木材の利用の促進

- 公共建築物において率先して木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物等への波及効果も期待**
- 国・地方公共団体等の公共建築物の整備主体は、コスト・技術面で困難な場合を除き、**積極的に木造化を促進**
- 木造と非木造の**混構造（部材単位の木造化を含む）の採用も検討しつつ木造化を促進**
- 木造化が困難と判断されるものを含め、**内装等の木質化を促進**
- C L Tや木質耐火部材等を含む木材の利用に努める**

5 規制の在り方の検討等

- 安全性を確認した上で、中大規模建築物等における木材利用の推進のための**建築基準の更なる合理化等**

6 木材の利用の促進の啓発と国民運動

- 公共建築物における木材利用、ホームページやパンフレット等による**積極的な国民への普及啓発**
- 木材利用促進の日（10月8日）・木材利用促進月間（10月）における重点的な普及啓発、国民運動化、顕著な功績のある者の表彰**

基本方針の概要

第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

- コスト・技術面で困難な場合を除き、**原則木造化**
- 国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、**内装等の木質化を推進**
- 製材等のほか、**C L T**や**木質耐火部材**等の活用、**部材単位の木造化等の技術活用**を検討
- 木材を原材料とする**備品**や**消耗品**、**木質バイオマス**を燃料とする**暖房器具等の導入**の推進

第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

- 各省各庁の長は、各省計画に、公共建築物における木材の利用の方針（木造化及び内装等の木質化等）、木材の利用の目標（木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を推進する公共建築物の部分等）、推進体制等を記載

第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

- 林業従事者、木材製造業者等は、木材の利用が促進されるように**木材の適切かつ安定的な供給**に努める

2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項

- 木材製造の高度化に関する計画の内容（目標及び内容、木材製造の高度化の実施期間、必要な資金の額及びその調達方法）

3 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

- 国・地方公共団体は、**C L T等の建築用木材**について、**製造に係る技術**、**製造に要する費用の低廉化に資する技術の開発及び普及**を促進

第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項

- 地方公共団体は、都道府県方針等において、木材利用の促進のための施策を具体的に記載
- 都道府県又は市町村以外の者が整備する建築物について、その整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

- 建築物の**ライフサイクルコスト**への影響と**木材利用の意義や効果を総合的に判断**
- 設計上の工夫により、**ライフサイクルコスト**を適正化
- 木質バイオマス**を燃料とする**暖房機器等の導入**にあたり**維持管理コスト**等も考慮

3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

- 地方公共団体は、関係部局横断的な**木材利用促進連絡会議**を設置するよう努める

3 林政利第 110 号
令和 3 年 10 月 21 日

国土交通省住宅局長 殿

林野庁長官

建築物木材利用促進協定の運用について

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 77 号）は、令和 3 年 6 月 18 日に公布、同年 10 月 1 日に施行され、法律の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改められたところである。

今次の法改正において、建築物における木材利用を促進するために、建築物木材利用促進協定制度が創設された。本協定制度の細則については、建築物木材利用促進協定の締結の手續及び公表事項を定める省令（令和 3 年総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 1 号）で定めたところであるが、本制度の運用に当たっては、別紙内容に御留意いただき、制度の適切かつ円滑な運用につき、特段の御配慮をお願いする。また、貴管下の団体への周知方よろしくをお願いする。

なお、本制度の概要や協定の参考例等をまとめたハンドブックを別途送付するので、業務参考及び普及啓発用の資料として御活用願いたい。

(別紙)

第1 建築物木材利用促進協定制度の趣旨及び目的

今次の法改正において、木材利用を促進すべき対象が公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大されたところである。

建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築主をはじめ、林業及び木材産業の従事者、設計者、工事施工者等の関係する事業者又は事業者団体が、建築用木材や木造建築物に対する理解を深めるとともに、国や地方公共団体との効果的な連携を図り、建築物における木材利用に取り組むことが有効であると考えられる。

このため、事業者等による建築物における木材の利用の促進に関する構想及び国又は地方公共団体による当該構想の達成に資するための情報の提供その他の支援に関する事項を定めた協定を、国又は地方公共団体及び関係する事業者等が締結することができることとされたところである。

第2 定義

1 「事業者等」(法第15条第1項関連)

「事業者等」とは、事業者又は事業者団体をいい、「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体を指し、営利の目的をもってなされるかどうかは問わない。

2 「建築主」

「建築主」とは、建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。

第3 協定締結の申入れから締結までの各段階における留意事項

1 協定締結の相手方となる行政機関の考え方

協定を締結しようとする相手方となる行政機関(国又は地方公共団体)については、申入れ書に記載する建築物木材利用促進構想(以下「構想」という。)の対象区域に応じて選択するものとし、「対象区域」と「協定締結の相手方」の考え方については、下表を基本とする。

このうち、構想の対象区域が複数の市町村(特別区を含む。以下同じ。)にまたがる場合については、原則として、

- ① 各市町村に固有の役割を求める場合にあつては当該関係市町村と、
- ② 上記①に該当しない場合にあつては関係市町村が属する都道府県と、
- ③ 市町村及び都道府県にそれぞれ固有の役割を求める場合にあつては当該市町村及び都道府県と、

協定を締結することとする。

また、構想の対象区域が複数の都道府県にまたがる場合については、原則として、区域内の全ての都道府県と協定を締結することとする。ただし、対象区域が地方ブロック全体、地方ブロックを超える区域又はその他同等以上に広域の区域である場合には、国と協定を締結することも想定される。

複数の地方公共団体と協定を締結しようとする場合においては、事業者等と各地方公共団体とで個別にそれぞれ協定を締結する形式のほか、事業者等と複数の地方公共団体が連名で一本の協定を締結する形式のいずれも可能である。

表. 建築物木材利用促進構想の対象区域と協定締結の相手方の考え方

対象区域	協定締結の相手方
一の市町村内の区域	市町村
複数の市町村にまたがる区域	以下のいずれか。 ①区域内の全ての市町村 ②都道府県 ③都道府県及び区域内の全ての市町村
一の都道府県内の区域	都道府県
複数の都道府県にまたがる区域	区域内の全ての都道府県
うち、地方ブロック全体、地方ブロックを超える区域又はその他同等以上に広域の区域	以下のいずれか。 ①国 ②区域内の全ての都道府県
全国の区域	国

2 申入れ書の提出

建築物木材利用促進協定を締結しようとする事業者等は、上記1の表に定める協定締結の相手方となる行政機関の考え方を踏まえ、協定を締結しようとする相手方が国の場合にあつては農林水産大臣に、地方公共団体の場合にあつては当該地方公共団体の長に、建築物木材利用促進協定の締結の方法及び公表事項を定める省令（令和3年総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）に定める申入れ書を提出するものとする。

申入れ書の提出に際しての留意点は以下のとおりである。

① 協定を締結しようとする相手方が国である場合

申入れ書は、農林水産大臣に提出することとされており、実務的には農林水産省林野庁林政部木材利用課に提出することとする。

② 協定を締結しようとする相手方が地方公共団体である場合

申入れ書は、対象区域を管轄する都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に提出することとされており、実務的には、上記1の表に定める協定締結の相手方となる行政機関の考え方を踏まえ、相手方となる地方公共団体の窓口提出することとする。

対象区域が複数の地方公共団体にまたがる場合（事業者等と地方公共団体とで個別にそれぞれ協定を締結する形式及び事業者等と複数の地方公共団体が連名で一本の協定を締結する形式の場合）には、それぞれの地方公共団体の長に申入れ書を提出することとし、その際には、対象区域に含まれる他の地方公共団体の長に同様の申入れを行っている旨を明記するものとする。

③ 協定を締結しようとする事業者が複数である場合

代表となる1事業者が申入れ書を提出することとするが、申入れ書の申入れ者の箇所に申入れ者である全ての事業者等の氏名及び住所を記載するものとする。

3 申入れ書の受理

国又は地方公共団体は、申入れ書の提出がされた場合は、形式的な不備がないことを確認の上、当該申入れ書を受理するものとする。形式的な不備があった場合には、国又は地方公共団体は、遅滞なく、申入れ者に対して補正を求め、又は不受理となる旨を通知するものとする。

4 協定締結の応否及び協定の内容に係る検討

① 協定を締結しようとする相手方が国である場合

農林水産省林野庁は、受理した申入れ書に記載された取組内容に応じて、協定締結の主体の候補となる国の機関を、関係省（総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省）と協議の上、決定する。協定締結の主体の候補となる国の機関は、申入れ者と協議、調整を行い、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）第2の3（2）に記載された内容、協定締結の主体の候補となる国の機関の施策との整合性、当該施策への寄与度等を勘案し、協定締結の応否に係る判断を行うものとする。当該国の機関は、協定を締結することが適当であると判断した場合には、申入れ者と協議の上、協定を締結するものとする。

② 協定を締結しようとする相手方が地方公共団体である場合

地方公共団体の窓口である部局は、受理した申入れ書に記載された取組内容に応じて、申入れ者及び関係部局との協議及び調整を行い、国の場合に準じて、協定締結の応否に係る判断を行い、協定を締結することが適当であると判断し

た場合には、申入れ者と協議の上、協定を締結するものとする。

なお、対象区域が複数の地方公共団体にまたがり、それぞれの地方公共団体の長に同様の申入れがなされる場合（事業者等と地方公共団体とで個別にそれぞれ協定を締結する形式及び事業者等と複数の地方公共団体が連名で一本の協定を締結する形式の場合）は、関係地方公共団体間で密に連携して対応するものとする。

5 協定の公表

国又は地方公共団体は、協定を締結した場合には、協定の内容のほか、協定の名称、対象区域、有効期間、参加者の氏名をホームページ等で公表するものとする。

第4 地方公共団体における体制整備等

1 地方公共団体における窓口の一元化等

申入れ書に記載される構想の内容や当該構想の達成に向けた取組の内容が一の地方公共団体内の複数部局にまたがるものとなることも想定されるが、申入れ者の利便性を向上させ、本協定制度の活用促進を図るために、都道府県及び市町村における申入書の提出先及び協議先は林務担当部局（同部局と別に、木材利用促進担当部局がある場合は、当該部局）に統一するなど窓口を一元化するとともに、窓口及び協定締結のための事務手続等について、地方公共団体のホームページ等での周知に努めるものとする。

この際、都道府県においては、管内の市町村の窓口を取りまとめ、ホームページ等で公表することが望ましい。

また、協定締結の申入れ後、構想の内容等に応じて関係する部局において、協定締結に係る協議及び応否の判断や協定に基づく施策の実施等が円滑になされるよう、各地方公共団体に設置された木材利用促進会議等を活用して、あらかじめ協定締結の事務的手続や関係部局の役割分担等を定め、共有することが望ましい。

2 地方公共団体間の連携

事業者等が締結しようとする協定の構想の区域が複数の地方公共団体の管轄にまたがり、かつ、構想の取組の内容が区域で一体的に行われる場合においては、第3の4②なお書きのとおり、各地方公共団体間で連携して対応するものとする。

改正公共建築物等木材利用促進法
(脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における
木材の利用の促進に関する法律) の概要

～ はじめよう ウッド・チェンジ ～

ハンドブック ver.1



令和3年10月

林野庁

(2021.10.21版)

はじめに

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて約10年が経過しました。この間、耐震性能や防耐火性能等の技術革新、建築基準の合理化等により、木材利用の可能性が大きく広がっています。

また、2020年10月、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。森林はCO₂を吸収し、固定するとともに、木材として建築物などに利用することで炭素を長期間貯蔵可能です。加えて、省エネ資材である木材の利用等はCO₂排出削減にも寄与します。

戦後植林された国内の森林資源が本格的な利用期を迎える中、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用を進め、人工林の再造林を図るとともに、木材利用を拡大することは、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、林業・木材産業の活性化を通じて、地域経済の活性化にもつながります。

こうしたことを背景として、本年6月、木材利用促進の対象を公共建築物から、民間建築物を含めた建築物一般に拡大するための法改正が行われ、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」として、10月1日に施行されました。

改正法施行日である10月1日には、農林水産大臣を本部長とし、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣を本部員とする木材利用促進本部が開催され、同本部において、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針が策定されました。

これにより、本部員の主務省をはじめとして、政府が一体となって基本方針に基づく木材利用促進に取り組んでいくこととしております。

今般の法改正では、建築物における木材利用をより一層促進するため、新たに「建築物木材利用促進協定」制度が創設され、事業者等は、国又は地方公共団体と協定を締結することができるようになりました。

本ハンドブックでは、この協定制度を中心に、木材利用をめぐる現状から法改正の概要、優良事例まで幅広く解説していきます。

本年をウッド・チェンジ（※）元年として、豊かでサステナブルな都市づくり、活気あふれる山村づくりを進めてまいりましょう。

※ 建築物を木造化・木質化する、身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れるなど、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動を指します。



目次

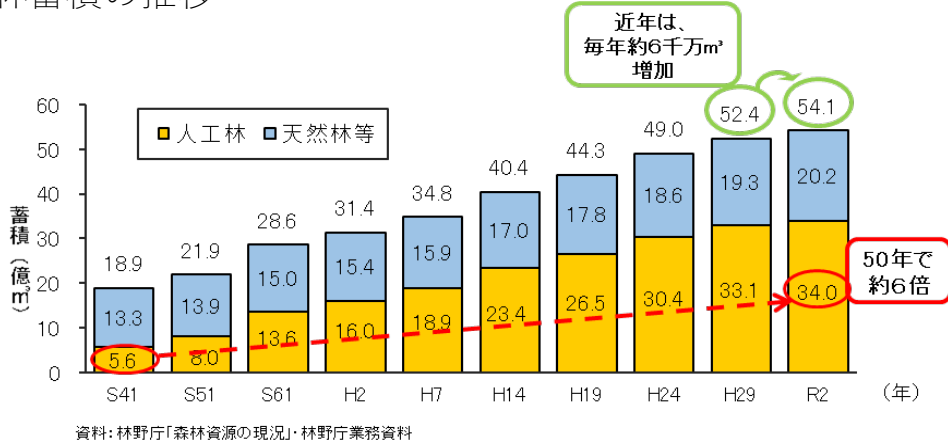
1	木材利用をめぐる状況	1
2	法改正の概要	7
3	国の基本方針について	10
4	建築物木材利用促進協定制度について	12
5	建築物における木材利用の優良事例情報	22
6	その他の情報URL	22

1 木材利用をめぐる状況

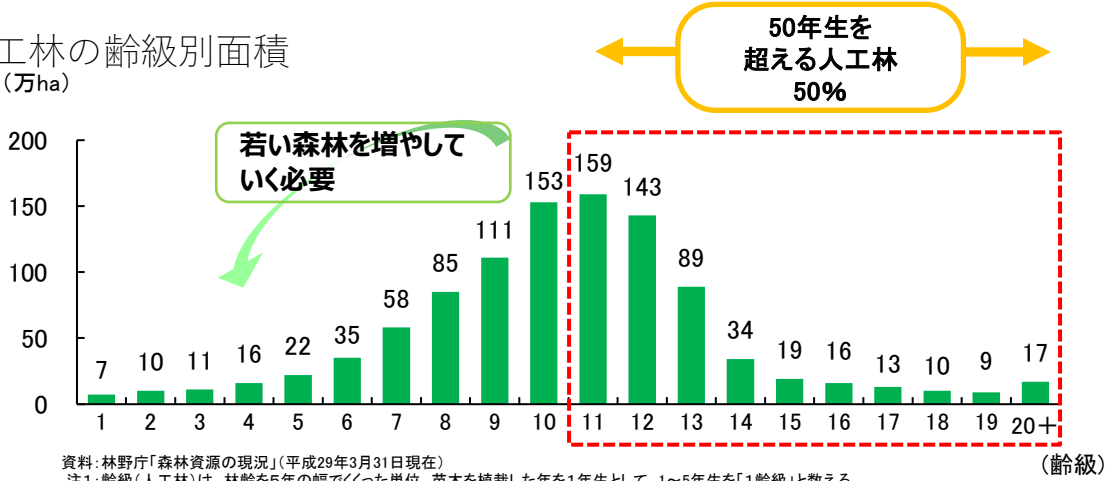
森林資源の現況

- 森林資源は人工林を中心に蓄積が毎年約6千万m³増加し、現在は約54億m³。
- 人工林の半数が51年生以上となり主伐期を迎えつつある中、「伐って、使って、植えて、育てる」持続可能な森林経営のサイクル構築が必須となっています。
- そのためには、木材利用を促進し、山元へ再造林のための資金を還元する必要があります。

■ 森林蓄積の推移



■ 人工林の齢級別面積 (万ha)



■ 伐って、使って、植えて、育てる



木材利用の意義

- 木材の利用拡大等を通じ、森林資源を循環利用することで、様々なSDGsに貢献。
- 木造建築物は、規模や設計等の工夫によっては、非木造の場合よりも低コスト・短工期で整備できる場合もあります。
- 木造や木質化を採用した施設や店舗等では、ビジネス面での効果が期待できます。

我が国の森林の循環利用とSDGsとの関係



注1：アイコンの下の文言は、期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。
 注2：このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

木造と非木造のコスト比較例 (保育室の試算)

- 実在する木造の保育園の保育室について、鉄骨造（内装木質化）で再設計して工事費を試算し、比較を実施。
- 木造の方が建物の重量が軽減され、基礎工事が鉄骨造より安くなった。また、木造の方は、構造材等をあらわしにすることにより内装の木質化を省くことができる部分があるため、木造の方が下地・内外装工事が安くなった。

室名・面積	保育室・335㎡		㎡単価比
構造種別	鉄骨造	木造	木造/鉄骨造
構造特徴	ラーメン構造	製材・重ね材トラス造	-
合計㎡単価	100,679円	80,342円	0.80
上部㎡単価	77,478円	61,144円	0.79
- 躯体	34,661円	31,834円	0.92
- 下地	12,820円	8,160円	0.64
- 内外装	29,997円	21,150円	0.71
基礎㎡単価	23,201円	19,198円	0.83

※比較の条件等、詳細な内容については、(一社)木を活かす建築推進協議会ホームページ参照。
<http://www.kiwoikasu.or.jp/technology/s01.php?no=373>

木材利用によるビジネス面での効果

事例① 新柏クリニック

〈木質耐火部材を用いた木造化した人工透析治療のための病院施設〉

効果：利用患者数が増えたとともに、看護師のリクルートでの応募数も増加 (新柏クリニック談)



事例② ギゼル自由が丘01 B館

〈耐火木造の商業テナントビル〉

効果：木質化で空間価値を高め、建設費に見合う賃料設定ができた (シェルター(株)談)



事例③ JR秋田駅

〈県産材を活用し駅・自由通路・待合ラウンジを一体的に木質化〉

効果：ラウンジ等の利用者が倍増し、かつ1人1人の滞在時間も延びた (JR東日本談)



- 森林はCO₂を吸収し、固定するとともに、木材として建築物などに利用することで炭素を長期間貯蔵可能です。加えて、省エネ資材である木材や木質バイオマスのエネルギー利用等は、CO₂排出削減にも寄与します。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、間伐の着実な実施に加えて、「伐って、使って、植えて、育てる」という資源の循環利用を進め、人工林の再造林を図るとともに、木材利用を拡大することが有効です。

■ 2050年カーボンニュートラルへの森林・木材分野の貢献



吸収源・貯蔵庫としての森林・木材

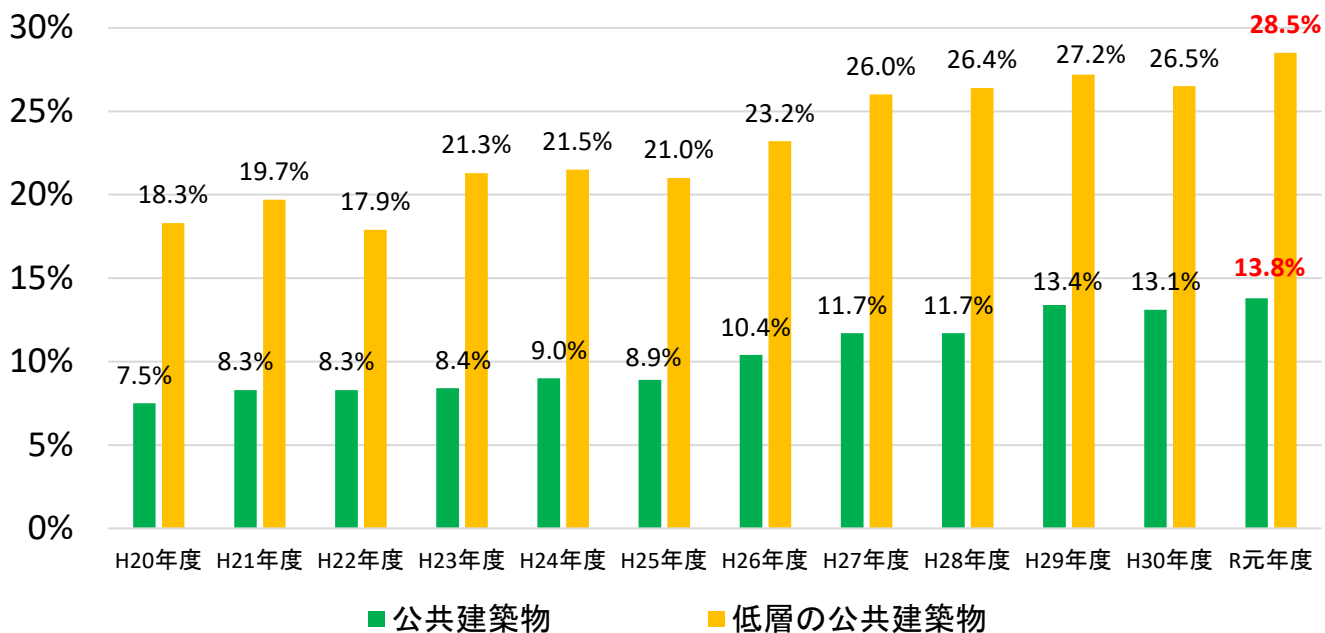
- **森林はCO₂を吸収**
 - ・樹木は空気中のCO₂を吸収して成長
- **木材は炭素を貯蔵**
 - ・木材製品として利用すれば長期間炭素を貯蔵

2019年の森林吸収量実績は約4,290万CO₂トン
(うち木材分は約380万CO₂トン)

公共建築物の木造化

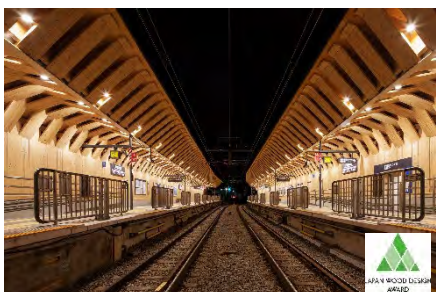
- 平成22年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定され、率先して公共建築物での木材利用を促進してきました。
- 公共建築物の木造率は上昇傾向で推移し、木材利用の取組は進展しています。

公共建築物の木造率の推移



注1 国土交通省「建築着工統計調査」のデータを基に林野庁が試算。
 注2 木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）に木材を利用したものをいう。
 注3 木造率の試算の対象には住宅を含む。また、新築、増築、改築を含む（低層の公共建築物については新築のみ）。
 注4 「公共建築物」とは国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等の建築物をいう。

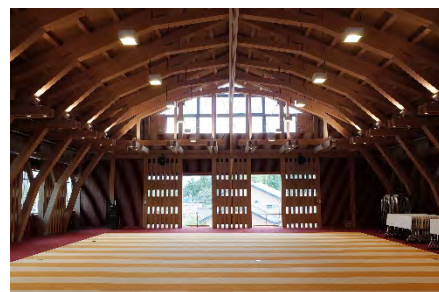
公共建築物での木材利用の事例



東急池上線戸越銀座駅
(東京都品川区)



江東区立有明西学園
(東京都江東区)



白鷹町まちづくり複合施設
(山形県西置賜郡白鷹町)



新柏クリニック
(千葉県柏市)



農林水産省保育所
(東京都千代田区)

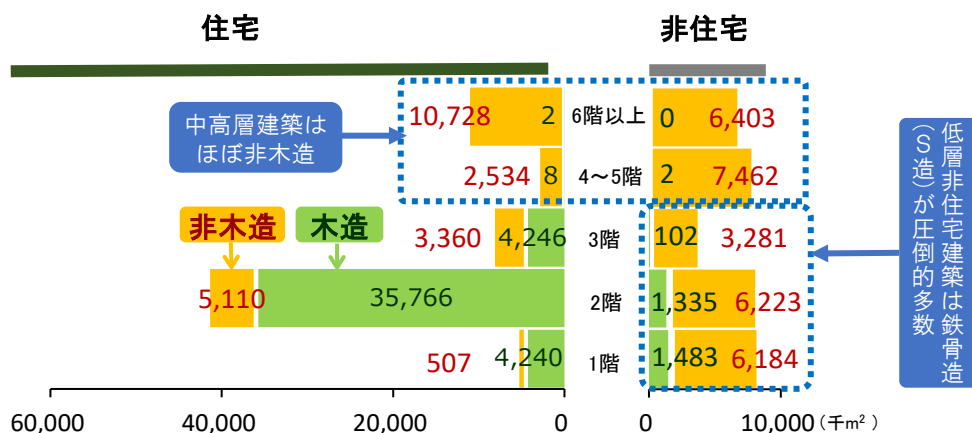


みやこ下地島空港ターミナル
(沖縄県宮古島市)

木材利用の更なる拡大に向けて

- 中高層建築物や低層非住宅建築物の木造率は低位であり、これらでの木材利用の拡大に向けて、木質耐火部材の開発普及支援などを実施しています。
- また、民間建築物等における木材利用促進に向けて、川上から川下までの関係者が一堂に会する官民協議会（ウッド・チェンジ協議会）を立ち上げました。

■ 階層別・構造別の着工建築物の床面積（2020年）



■ 中高層建築物・低層非住宅建築物での木材利用拡大に向けた取組

中高層建築物

- 耐火部材の開発普及支援
 - 荷重支持部
 - 燃え止まり層
 - 燃え止まり層
 - 燃え代層

・コスト削減
・断面の縮小化等
- 中大規模木造建築物の設計者の普及・育成
- CLT等の中高層木造モデル実証支援等の利用拡大支援
 - スギのCLT
 - 積層接着

低層非住宅建築物

- 構造計算に対応できるJAS無垢材の普及支援
 - JAS 全木種
 - スギ SD-15 E-90
 - 120×120×3000
 - 製材株式会社 製材工場
- 国産材2×4部材の利用拡大支援

■ 民間建築物等における木材利用促進に向けた官民協議会の立上げ

川上から川下までの各界の関係者が一堂に会する官民協議会「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会」（通称「ウッド・チェンジ協議会」）を令和3年9月13日に立ち上げ。今後、低層店舗、中規模ビル等の木造化・木質化における課題や解決方を検討。木造の設計に係るモデルや課題への対応の優良事例などを取りまとめて共有し、木材利用に向けた取組を促進することとしている。

【参加団体・企業】

- ・経済同友会、日本経済団体連合会ほか（経済団体）
- ・日本建設業連合会、住宅生産団体連合会ほか（建設サイド）
- ・全国木材組合連合会ほか（木材供給サイド）
- ・全国森林組合連合会ほか（森林経営サイド）
- ・全国知事会、全国市長会、全国町村会（行政サイド）
- ・民間企業、関係省庁等

【会長】 隅修三氏



○ 農林水産省では、建築物に利用した炭素貯蔵量をわかりやすく表示するためのガイドラインを定めました。

■ 趣旨

木材利用の一層の促進を通じた地球温暖化防止を図るため、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を国民や企業にとってわかりやすく表示する方法を示したガイドラインを定めたもの。

■ ガイドラインの内容

建築物の所有者、建築物を建築する事業者等が、HWP※の考え方を踏まえて、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を自らの発意及び責任において表示する場合における標準的な計算方法と表示方法を示すもの。

※Harvested Wood Products（伐採木材製品）の略で、京都議定書第二約束期間からパリ協定下において、国内の森林から伐採・搬出された木材を製材、パネルなどとして建築物等に利用した場合にその炭素貯蔵量の変化量を温室効果ガス吸収量等として計上できることとされている。

ガイドライン及び炭素貯蔵量計算シートを林野庁HP内の下記URLに掲載。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html>

〔炭素貯蔵量（CO₂換算量）計算式〕

$$Cs = W \times D \times Cf \times 44/12$$

Cs：建築物に利用した木材（製材のほか、集成材や合板、木質ボード等の木質資材を含む。）に係る炭素貯蔵量（t-CO₂）

W：建築物に利用した木材の量（m³）（気乾状態の材積の値とする。）

D：木材の密度（t/m³）（気乾状態の材積に対する全乾状態の質量の比とする。）

Cf：木材の炭素含有量（木材の全乾状態の質量における炭素含有量とする。）

【表示例】

中層の木造ビルを想定した表示イメージ（例）

延べ床面積：1,000㎡、木材利用量合計：400㎡（国産材400㎡）

〇〇ビル（東京都〇〇区〇〇 〇〇）に利用した木材に係る炭素貯蔵量（CO₂換算）

延べ床面積	国産材利用量	国産材の炭素貯蔵量（CO ₂ 換算）	木材全体利用量	木材全体の炭素貯蔵量（CO ₂ 換算）
1,000 ㎡	400 ㎡	273 t-CO ₂	400 ㎡	273 t-CO ₂

この表示は、林野庁「建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン」（令和3年10月1日付け3林政産第85号林野庁長官通知）に準拠し、この建築物に利用した木材が貯蔵している炭素（CO₂換算）の量を示すものです。木材は、森林が吸収した炭素を貯蔵しており、木材を建築物等に利用していくことは、「都市等における第2の森林づくり」としてカーボンニュートラルへの貢献が期待されています。

【計算式】

$$\text{木材の材積 (m}^3\text{)} \times \text{密度 (t/m}^3\text{)} \times \text{炭素含有率} \times 44/12 = \text{炭素貯蔵量 (CO}_2\text{換算) (t-CO}_2\text{)}$$

【計算のイメージ】

- 構造材（製材） スギ 240㎡ × 0.331 t/m³ × 0.50 × 44/12 = 145.6 t-CO₂
- 下地材（製材） スギ 80㎡ × 0.331 t/m³ × 0.50 × 44/12 = 48.5 t-CO₂
- 構造用合板 スギ 80㎡ × 0.542 t/m³ × 0.493 × 44/12 = 78.4 t-CO₂

文献により把握した樹種別、製品別の密度（t/m³）を利用

文献により把握した樹種別、製品別の炭素含有率

炭素量を二酸化炭素量に換算

合計 273 t-CO₂

（責任者名）〇〇 〇〇 （連絡先） TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

改正の趣旨

脱炭素社会の実現への貢献が求められる中、これまで公共建築物を対象として木材利用の促進を図ってきた「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」について、より一層の木材利用の促進を図るため、民間建築物を含めた建築物一般に対象を拡げることとし、法律名が、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改められました。

法律の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」が追加されるとともに、

- ①木材利用の促進に関する基本理念を新設
 - ②基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大
 - ③林業・木材産業の事業者に対して建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める旨を規定
 - ④木材利用促進の日（10月8日）と木材利用促進月間（10月）の法定化
 - ⑤木材利用促進本部の新設
 - ⑥「建築物木材利用促進協定」制度の新設
- など、民間建築物を含む建築物全般での木材利用をさらに促進するため、施策の拡充を図る内容となっています。

主な改正内容

- ①脱炭素社会の実現を位置付け
- ②木材利用促進の対象を公共建築物から建築物に拡大

追加

施行期日
令和3年10月1日

題名 **脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律**

木材利用の意義
について基本理念
を新設 (新第三条)

新設

第一条 目的

- 公共建築物等における木材の利用を促進し、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与

木材利用促進
本部を設置
(新第二十五条)

新設

農林水産大臣
(本部長)

総務大臣、文科大臣
経産大臣、国交大臣
環境大臣他

関係大臣で構成
建築物における木材利用
促進に関する基本方針を
策定・実施の推進 等

関係者の役割

第三条 国の責務

(新第四条)

- 木材利用促進に関する施策を総合的に策定・実施
- 自ら率先して公共建築物において木材利用
- 木材利用に関する国民理解の醸成 等

維持

基本方針等の策定

第七条 基本方針

(新第十条)

- 農林水産大臣・国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用促進の意義・基本的方向等を定める基本方針を定める

即して定める

第八条 都道府県方針

(新第十一条)

即して定める

第九条 市町村方針

(新第十二条)

基本方針等の
対象を公共建築物から
建築物に拡大

追加

第四条 地方公共団体の責務

(新第五条)

- 国の施策に準じて木材の利用促進に関する施策を策定・実施
- 公共建築物における木材の利用

維持

第五条 事業者の努力

(新第六条)

- 事業活動等に関し、木材の利用促進に自ら努める

追加

林業・木材産業の事業者の
木材の安定供給に係る努力義務を規定

第六条 国民の努力

(新第七条)

- 木材の利用促進に自ら努める
- 国又は地方公共団体の施策に協力

維持

①建築物木材利用促進協定制度の創設

(新第十五条)

- 協定内容を誠実に履行
- 協定を締結した事業者等の取組を支援するための必要な措置

新設

②建築物における木材の利用を促進するための必要な措置

新設

木材利用促進月間(10月)・木材利用促進の日(10月8日)
(新第九条)、表彰(新第三十一条)を規定

脱炭素社会の実現に向けた国民運動
を展開



○脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律（抄）

（基本理念）

第三条 木材の利用の促進は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、そのための脱炭素社会の実現が我が国の緊要な課題となっていることに鑑み、森林における造林、保育及び伐採、木材の製造、建築物等における木材の利用並びに森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われることにより森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られることを旨として行われなければならない。

2 木材の利用の促進は、製造過程における多量の二酸化炭素の排出等による環境への負荷の程度が高い資材又は化石資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭をいう。以下同じ。）に代替して、森林から再生産することが可能である木材を利用することにより、二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減が図られることを旨として行われなければならない。

3 木材の利用の促進は、森林の有する国土の保全、水源の涵養その他の多面的機能が持続的に発揮されるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を通じて山村のその他の地域の経済の活性化に資することを旨として行われなければならない。

3 国の基本方針について

木材利用促進本部において、令和3年10月1日に基本方針を策定しました。

(1) 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

国産材の利用拡大は、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、地域経済の活性化、脱炭素社会の実現に資すること等から、国は、地方公共団体、事業者、国民と相互に連携・協力を図りつつ、基本理念を踏まえ、非住宅建築物や中高層建築物を含む建築物全体での木材の利用を促進していきます。

(2) 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

木造建築物の設計・施工に関する先進的な技術の普及や人材育成、建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供を図るとともに、建築物木材利用促進協定制度に基づく取組を支援すること、公共建築物において率先して木材の利用を図ること、安全性を確認した上で建築基準の更なる合理化等に取り組むこと等により、建築物における木材の利用を促進していきます。

また、木材利用促進の日や木材利用促進月間に重点的な普及啓発等を行い、木材利用の促進を国民運動として進めていきます。

(3) 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国が整備する公共建築物においては、製材等のほか、CLT、木質耐火部材等を活用しながら、コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化するとともに、内装等の木質化を推進します。

(4) 建築用木材の適切かつ安定的な供給に関する基本的事項

木材の供給に携わる者による木材の適切かつ安定的な供給に向けた取組、CLT等の強度等に優れた建築用木材の製造技術の開発等を促進していきます。

「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」の構成

＜基本方針の構成＞

＜主なポイント＞

- 第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向
 - 1 建築物における木材の利用の促進の意義
 - 2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向
- 第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - 1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等
 - 2 住宅における木材の利用の促進
 - 3 建築物木材利用促進協定制度の活用
 - 4 公共建築物における木材の利用の促進
 - 5 規制の在り方の検討等
 - 6 木材の利用の促進の啓発と国民運動
- 第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標
- 第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項
- 第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項
 - 1 木材の供給に携わる者の責務
 - 2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項
 - 3 建築物に係る建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項
- 第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項
 - 1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項
 - 2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項
 - 3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

- 法の**基本理念**を踏まえて木材の利用を促進
- **非住宅の建築物や中高層建築物の木造化等の促進により、脱炭素社会の実現、地域の経済の活性化等**へ大きく貢献
- 建築物における木材利用は、**快適な生活空間の形成**にも寄与
- **林業・木材産業事業者の建築用木材の安定供給に係る努力義務**
- **木造建築物の設計・施工の先進的な技術の普及、人材育成、建築用木材等の安全性に関する情報提供**
- **建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知**
- **公共建築物における率先的な木造化・内装等の木質化**
- **安全性の確認を踏まえた建築基準の更なる合理化の検討**
- **木材利用促進の日（10月8日）、木材利用促進月間（10月）における重点的な普及啓発・国民運動化、顕著な功績のある者の表彰**
- **コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化**
- **CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造技術、製造費用の低廉化に資する技術の開発及び普及**

基本方針について、詳しくは、林野庁HP
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/>) に掲載しています。

4 建築物木材利用促進協定について

- 今回の法改正において、建築物における木材利用を促進するために、「建築物木材利用促進協定」制度が創設されました。
- 建築主となる事業者等は、建築物における木材利用の構想を実現するため、国又は地方公共団体と本協定を締結することができます。
- 本協定は、地域材の利用促進や川上から川下が連携した木材の安定的な供給体制の構築にも活用できます。

1 協定の目的

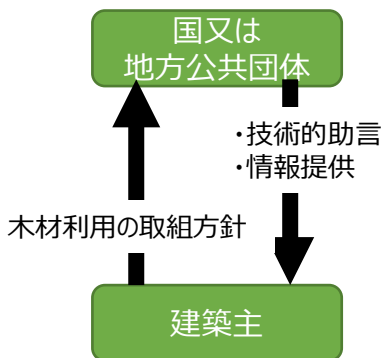
この協定制度は、建築主たる事業者等が国又は地方公共団体と協働・連携して木材の利用に取り組むことで、民間建築物における木材の利用を促進することを目的としています。

協定を締結し、建築主たる事業者等が、建築物木材利用促進構想の実現のため、国や地方公共団体と連携して取り組むことで、民間建築物における木材利用を促進し、脱炭素社会・持続可能な社会の実現を目指します。

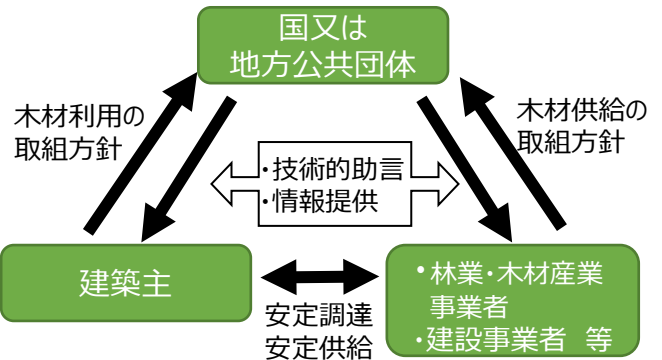
2 協定のイメージ

(1) 協定の形態

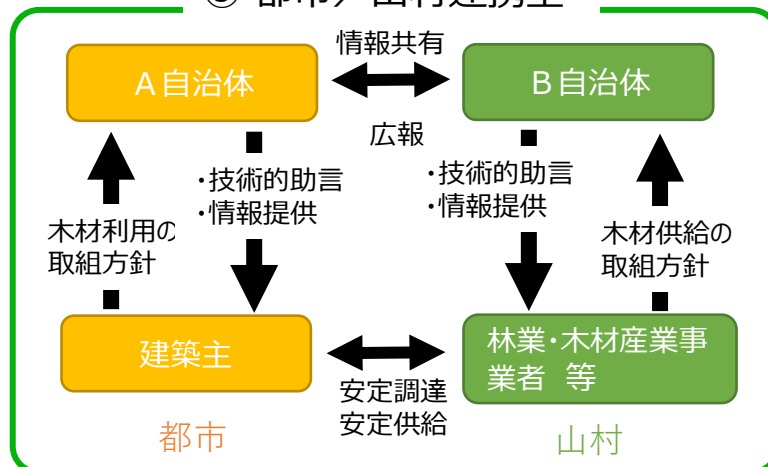
① 2者協定



② 3者協定



③ 都市／山村連携型



(2) 協定の内容

協定には、以下の事項を記載します。 ※協定の参考例は本書P.17～19をご覧ください。

- ① 協定締結者
- ② 建築物木材利用促進構想の内容
 - ・木材を利用する協定締結者による「木材の利用に関する構想」
 - ・木材の供給などを通じて木材利用の促進を行う協定締結者による「木材の利用の促進に関する構想」を協定締結者ごとに記載します。
- ③ 構想の達成に向けた取組の内容
 - ②の構想を達成するための取組について、協定締結者ごとに記載します。可能な限り数値目標を示し、具体的な取組を記載します。地域の特色を活かした内容を記載することができます。
- ④ 国又は地方公共団体の取組
- ⑤ 協定の対象区域
- ⑥ 協定の有効期間



(3) 協定締結のメリット

建築主となる事業者

- ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、当該事業者の社会的認知度が向上するだけでなく、環境意識の高い事業者として、社会的評価も向上します。
- 木材利用による炭素固定など環境保全への貢献は、ESG投資など新たな資金獲得につながる可能性があります。
- 国や地方公共団体による、財政的な支援を受けられる可能性が高まります。
(例：一部予算事業における加点等優先的な措置)

林業・木材産業事業者

- 信頼関係に基づくサプライチェーンが構築できます。
- 事業の見通しができるようになり経営の安定化が図られます。
- 林業・木材産業が環境保全に資するという国民理解の醸成が進みます。

建設事業者

- 信頼関係の構築による安定的な需要の確保が期待できます。
- サプライチェーンの構築による安定的な木材調達ができます。
- ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、技術力のアピールができ社会的認知度も向上します。

3 協定締結の手続

協定締結までの作業は以下の流れで行います。

(1) 事前相談

- 協定締結を希望する事業者等は、(2)に記載する申入れ書の提出先に、事前の相談を行います。相談先が分からない場合は、まずは、国又は各都道府県の窓口にお問い合わせください。

(2) 協定締結希望者による申入れ

- 協定締結を希望する事業者等は、協定を締結しようとする相手方が国の場合は農林水産大臣に、地方公共団体の場合は、地方公共団体の長に申入れ書を提出します。複数の事業者が連名で協定する場合、申入れ書の提出は代表となる者が行ってください。

【申入れ書の提出先】

- ・国の場合：農林水産省 林野庁 木材利用課
- ・地方公共団体の場合：各都道府県・市町村の窓口（木材利用施策を担当する林務部局など）

※国への申請方法は本書P.20を参考にしてください。

- 申入れ書の内容が法の目的や基本理念、基本方針に照らして適当なものか確認し、協定締結の応否を判断します。

(3) 協定内容の調整

- 申し入れ内容の確認後、申入れ者と協議を行い、協定の内容について調整します。

(4) 協定の締結、公表

- 協定を締結した後、協定の内容をHP等にて公表します。
※公表の内容は、協定の名称、協定の対象区域、協定の有効期間、協定に参加する者の氏名です。

4 申入れ書の記載内容

申入れ書には以下の内容を記載いただきます。
詳しくは、本書P.21をご覧ください。

※申入れ書の様式は林野庁HP
(https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuri_kyoutei/kuni_kyoutei.html) からダウンロードできます。

- ① 申入れ者の氏名、住所
- ② 構想の内容
- ③ 構想の達成に向けた取組の内容
- ④ 構想の対象区域
- ⑤ 構想の達成に向けた取組の実施期間

別添様式 (第1条第2項関係)

協定締結の申入れ書

姓、氏名、住所、申請日

構想の内容	
構想の達成に向けた取組の内容	
構想の対象区域	
構想の達成に向けた取組の実施期間	

備考
1. 添付欄には、記載しないこと。
2. 申入れ者が法人にあっては、「氏名」については、その各代表者及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、その各事業所の所在地を記載すること。
3. 期限の満了日は、林務部局に記入すること。

5 建築物木材利用促進協定制度 に関する Q&A

<相談>

Q 協定締結を検討しています。どこに相談すればよいですか？

国（農林水産大臣、総務大臣、経済産業大臣、文部科学大臣、国土交通大臣又は環境大臣）との協定締結を希望する場合、林野庁木材利用課にご相談ください。

地方公共団体との協定締結を希望する場合、建築物木材利用促進構想の対象区域を管轄する地方公共団体の窓口（木材利用施策を担当する林務部局など）にご相談ください。

相談先に迷った場合、まずは、国又は都道府県の窓口にご相談ください。

<協定が締結できる者>

Q 建築主以外の事業者等であっても、協定を締結することができますか？

協定締結の申入れ者について、主に建築主である事業者を想定していますが、建築主である事業者にも木材利用を働きかける立場にある事業者等※の役割も大きいことから、このような立場にある事業者等についても協定を締結することができることとしています。

※例えば、木材・建設関係団体、木材供給事業者、建設事業者など

Q 企業でなくても協定が締結できますか？

本協定が締結できる「事業者等」は、事業者又は事業者団体を指します。ここで「事業」とは、一定の目的をもって継続的に行われている活動をさし、営利目的か否かは問いません。

なお、事業活動ではなく、例えば、個人として住宅を取得する場合は本協定の対象外となります。

<協定締結の相手方>

Q 協定は、国、県、市町村のどこと結べばよいですか？

協定を締結しようとする相手方について、申入れ書に記載する建築物木材利用促進構想の対象区域に応じて選択します。

対象区域が複数の市町村にまたがる場合については、原則として、

- ① 各市町村に固有の役割を求める場合にあっては当該関係市町村と
- ② 上記①に該当しない場合にあっては関係市町村が属する都道府県と
- ③ 市町村及び都道府県にそれぞれ固有の役割を求める場合にあっては当該市町村及び都道府県と協定を締結することとします。

また、対象区域が複数の都道府県にまたがる場合については、原則として、区域内の全ての都道府県と協定を締結することとします。ただし、対象区域が地方ブロック全体、地方ブロックを超える区域又はその他同等以上に広域の区域である場合には、国と協定を締結することも想定されます。

複数の地方公共団体と協定を締結する場合においては、事業者等と各地方公共団体とで個別にそれぞれ協定を締結する形式のほか、事業者等と複数の地方公共団体が連名で一本の協定を締結する形式のいずれも可能です。

なお、複数の地方公共団体と一本の協定を希望する場合であっても、協定締結の申入れは、該当する地方公共団体の長にそれぞれ行います。

対象区域	協定締結の相手方
一の市町村内の区域	市町村
複数の市町村にまたがる区域	以下のいずれか。 ①区域内の全ての市町村 ②都道府県 ③都道府県及び区域内の全ての市町村
一の都道府県内の区域	都道府県
複数の都道府県にまたがる区域	区域内の全ての都道府県
うち、地方ブロック全体、地方ブロックを超える区域その他同等以上に広域の区域	以下のいずれか。 ①国 ②区域内の全ての都道府県
全国の区域	国

Q 都道府県方針や市町村方針を策定していない地方公共団体と協定を締結できますか？

令和3年10月1日に策定された国の基本方針に即した都道府県方針又は当該都道府県方針に即した市町村方針が未策定（未改定）の地方公共団体との間であっても、協定を締結することは可能です。

なお、都道府県方針及び市町村方針は早期に策定（改定）されることが望まれます。

Q 本協定を締結することによって優先的に支援が受けられる国の補助事業があり、それを活用したい場合、当該補助事業を所管する省と協定を締結する必要がありますか？

例えば、農林水産省の補助事業のうち、協定締結者を優先的に支援することとしている事業については、農林水産省だけでなく、他省や地方公共団体と建築物木材利用促進協定を締結している場合であっても優先的に支援する方向で検討しています。

農林水産省以外の各補助事業については、補助事業を所管する省にご確認ください。

<協定の内容>

Q 建築物木材利用促進構想は、数値目標が必須ですか？また、協定の有効期間の設定に上限がありますか？

構想の具体性を担保する観点から、数値での目標が盛り込まれていることが望ましいですが、定性的な目標の構想も可能です。

また、協定の有効期間について、上限を設けておりませんが、あまりに長期の場合、具体的な構想と考えるにくいことや、経済事情その他情勢の変化により基本方針が大きく変更される可能性もあることから、3～5年間程度までが妥当であると考えています。

Q 協定締結の応否はどのように判断されるのですか？

申入れ書に特段の不備がなく受理した場合は、法の目的や基本理念、国の基本方針に照らして適当なものであるか、都道府県方針を定めている都道府県にあっては当該都道府県方針に、市町村方針を定めている市町村にあっては当該市町村方針に照らして適当なものであるか、関係する省や地方自治体の施策との整合性、その施策への寄与度等を勘案して、協定締結の応否の判断を行います。

なお、反社会的勢力との協定締結や各種法令に違反する内容の協定締結には応じることができません。

Q 協定のひな型はありますか？

①2者協定、②3者協定、③都市/山村連携型の3タイプの協定の参考例を本書P.17～19に掲載しています。この参考例では、最低限の記載内容を提示していますが、地域の特色を反映した内容の協定とすることも可能です。

<国への協定締結申入れ>

Q 国との協定締結を希望する場合、どのような手続きで申入れしたらよいですか？

本書P.20～21をご覧ください。

建築物木材利用促進協定（2者協定の場合）参考例

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、〇〇株式会社（以下「甲」という。）と〇省（以下「乙」という。）は、〇〇協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物の木材の利用に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想（甲による木材の利用に関する構想）

（1）構想の内容

※甲（木材を利用する協定者）の構想について概要を記載。（以下、イメージ）

- ・甲は、自社の店舗等の整備にあたり、構造や内外装に地域材を積極的に活用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等に貢献していく。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号、以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材を利用することにより、SDGsに貢献していく。

（2）構想の達成に向けた取組の内容

※上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載。（以下、イメージ）

- ・甲は、今後3年間に建設予定の建築物すべてにおいて、床面積1m²当たり〇m³以上の地域材を利用する設計を基本とし、3年間で計1,000m³の地域材を利用する（過去3年間の地域材利用量200m³の5倍に相当）。その際、クリーンウッド法に基づき登録木材関連事業者により合法性が確認された木材を利用する。

- ・甲は、乙と連携して、木材利用の意義やメリットについて、シンポジウムや動画等で積極的に情報発信する。

3. 甲の構想を達成するための乙による支援（※以下、イメージ）

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲の取組を優良事例として積極的に広報する。

4. 構想の対象区域

全国

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和〇年〇月〇日までとする。

6. その他

（1）実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

（2）協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要があるが生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要があるが生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（3）協定の解除

甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名の上、各自の一通を保管する。

令和〇年〇月〇日

甲 〇〇株式会社 代表取締役

乙 〇〇大臣

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、〇〇株式会社（以下「甲」という。）、〇〇林業株式会社（以下「乙」という。）、〇〇県（以下「丙」という。）は、〇〇協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物の木材の利用に関する構想」及び乙の「木材の利用の促進に関する構想」について、甲、乙及び丙が連携・協力することにより、甲及び乙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想

(1) 甲による木材の利用に関する構想

①構想の内容

※甲（木材を利用する協定者）の構想について概要を記載。（以下、イメージ）

- ・ 甲は、自社の店舗等の整備にあたり、構造や内外装に地域材を積極的に活用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等にご貢献していく。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号、以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材を利用することにより、SDGsにご貢献していく。

②構想の達成に向けた取組の内容

※上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載。

（以下、イメージ）

- ・ 甲は、今後3年間に建設予定の建築物すべてにおいて、床面積1m²当たり〇m³以上の地域材を利用する設計を基本とし、3年間で計1,000m³の地域材を利用する（過去3年間の地域材利用量200m³の5倍に相当）。その際、グリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者により合法性が確認された木材を利用する。
- ・ 甲は、必要な木材を確実に調達できるよう、必要な材積、樹種、寸法などの情報を乙と共有し、十分な時間的余裕をもつて調整を図るよう努める。
- ・ 甲は、森林資源の循環利用のため、乙と連携して伐採跡地での植林を行う。
- ・ 甲は、乙と連携して木材利用意義やメリットについて、シンポジウムや動画等で積極的に情報発信する。

(2) 乙による木材の利用の促進に関する構想

①構想の内容

※乙（木材の供給などを通じて木材利用の促進を行う協定者）の構想について概要を記載。（以下、イメージ）

- ・ 乙は、甲による建築物の木材利用を促進するため、地域材の安定供給等の協力を行うとともに、森林資源の循環利用、ひいては2050年カーボンニュートラルの実現にご貢献していく。

②構想の達成に向けた取組の内容

※上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載。

（以下、イメージ）

- ・ 乙は、甲による〇〇地域での建築物の整備にあたり、あらかじめ供給体制を整え、店舗等の建設で求められる品質や量の合法伐採木材の供給を適時に行うよう努める。

- ・ 乙は、甲の建築物に利用した木質部材や供給体制の構築等の取組について、他者による取組の参考となるよう、情報を広く発信する。
- ・ 乙は、森林資源の循環利用のため、甲と連携して伐採跡地での植林を行う。

3. 甲及び乙の構想を達成するための丙による支援（※以下、イメージ）

丙は、甲及び乙の構想の達成に向けて、甲及び乙に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲の取組を優良事例として積極的に広報する。

4. 構想の対象区域

〇〇県

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和〇年〇月〇日までとする。

6. その他

(1) 実施状況の報告

甲及び乙は、丙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲、乙及び丙は、この協定の内容を変更する必要があるが生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要があるが生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲、乙及び丙は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙が記名の上、各自その一通を保管する。

令和〇年〇月〇日

甲 〇〇株式会社 代表取締役
乙 〇〇林業株式会社 代表理事
丙 〇〇県知事

建築物木材利用促進協定（都市／山村連携型の場合）参考例

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、〇〇株式会社（以下「甲」という。）、〇〇林業株式会社（以下「乙」という。）及び〇〇市（以下「丙」という。）、〇〇村（以下「丁」という。）は、〇〇協定を締結する。

※丙は都市部にある建築物を整備する区域の地方自治体、丁は山村地域にある木材供給区域の地方自治体を想定。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物の木材の利用に関する構想」及び乙の「木材の利用の促進に関する構想」について、甲、乙、丙及び丁が連携・協力することにより、甲及び乙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想

(1) 甲による木材の利用に関する構想

①構想の内容

※甲（木材を利用する協定者）の構想について概要を記載。（以下、イメージ）

- ・甲は、自社の店舗等の整備にあたり、構造や内外装に地域材を積極的に活用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等に貢献していく。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号、以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材を利用することにより、SDGsに貢献していく。

②構想の達成に向けた取組の内容

※上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載。（以下、イメージ）

- ・甲は、今後3年間に建設予定の建築物すべてにおいて、床面積1m²当たり〇m³以上の地域材を利用する設計を基本とし、3年間で計1,000m³の地域材を利用する（過去3年間の地域材利用量200m³の5倍に相当）。その際、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者により合法性が確認された木材を利用する。
- ・甲は、必要な木材を確実に調達できるよう、必要な材積、樹種、寸法などの情報を乙と共有し、十分な時間的余裕をもって調整を図るよう努める。
- ・甲は、森林資源の循環利用のため、乙と連携して伐採跡地での植林を行う。
- ・甲は、乙、丙及び丁と連携して、木材利用意義やメリットについて、シンポジウムや動画等で積極的に情報発信する。

(2) 乙による木材の利用の促進に関する構想

①構想の内容

※乙（木材の供給などを通じて木材利用の促進を行う協定者）の構想について概要を記載。

(以下、イメージ)

- ・乙は、甲による建築物の木材利用を促進するため、地域材の安定供給等の協力を行うとともに、森林資源の循環利用、ひいては2050年カーボンニュートラルの実現に貢献していく。

②構想の達成に向けた取組の内容

※上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載。（以下、イメージ）

- ・乙は、甲による〇〇地域での建築物の整備にあたり、あらかじめ供給体制を整え、店舗等の建設で求められる品質や量の合法伐採木材の供給を適時に行うよう努める。

- ・乙は、甲の建築物に利用した木質部材や供給体制の構築等の取組について、他者による取組の参考となるよう、情報を広く発信する。
- ・乙は、森林資源の循環利用のため、甲と連携して伐採跡地での植林を行う。

3. 甲及び乙の構想を達成するための丙及び丁による支援（※以下イメージ）

丙及び丁は、甲及び乙の構想の達成に向けて、丙は甲に対して、丁は乙に対してそれぞれ技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲及び乙の取組を優良事例として積極的に広報する。

また、丙及び丁は連携し、意見交換の場として〇〇市町ウッド・チェンジ協議会を設けるなど甲及び乙による木材利用促進の取組が円滑に進むよう支援を行う。

4. 構想の対象区域

東京都〇〇市（建築物の整備区域）及び〇〇県〇〇郡〇〇村（木材供給区域）

5. 取組の実施期間、本協定の有効期間

取組の実施期間及び本協定の有効期間は、締結の日から、令和〇年〇月〇日までとする。

6. その他

(1) 実施状況の報告

甲及び乙は、丙又は丁が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲、乙、丙及び丁は、この協定の内容を変更する必要があるが生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要があるが生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲、乙、丙及び丁は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を4通作成し、甲乙丙丁が記名の上、各自その一通を保管する。

令和〇年〇月〇日

甲 〇〇株式会社 代表取締役

乙 〇〇林業株式会社 代表理事

丙 〇〇市長

丁 〇〇村長

国と協定を締結する場合の手続について

(1) 事前相談

- ・協定締結を希望する事業者等は、林野庁木材利用課にメールによる事前相談を行います。

相談先：林野庁木材利用課のメールアドレス（wood-change_kyoutei@maff.go.jp）

(2) 協定締結希望者による申入れ

- ・協定締結を希望する事業者等は、協定を締結しようとする相手方が国の場合は農林水産大臣に申入れ書を提出します。
- ・申入れ書の記載内容は、本書P.21を参照してください。提出方法は、下記①～③のいずれかです。
- ・国は、提出された申入れ書の内容が法の目的や基本理念、基本方針に照らして適当なものか確認し、協定締結の応否を判断します。
- ・協定締結に応じることとした場合、「(3) 協定内容の調整」に進みます。

申入れ書様式及び記載内容

申入れ書様式は、林野庁HP(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/>)に掲載。

記載内容は、本書P.21「申入れ書の記載例及び留意点」を参照してください。

提出方法

①農林水産省共通申請サービス（eMAFF）

<https://e.maff.go.jp/PortalLogin?ec=302&startURL=%2Fs%2F>（調整中）を通じて提出。記入方法等はマニュアル（調整中）を参照下さい。

②電子メール

林野庁木材利用課のメールアドレス（wood-change_kyoutei@maff.go.jp）に提出。

③郵送

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省 林野庁 木材利用課 木造公共建築物促進班 宛に提出。

(3) 協定内容の調整

- ・国は、申入れ者との協議を行い、協定内容に係る調整（※）を行います。

（※）連携内容、手法、協定締結大臣等

(4) 協定の締結・公表

- ・協定を締結した後、協定の内容等（※）を公表します。

（※）協定の名称、対象区域、有効期間、協定参加者の氏名

申入れ書の記載例及び留意点

別記様式（第1条第2項関係）

建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書

※ 整理番号：
年 月 日

①

殿

氏名
申入れ者
住所

②

建築物木材利用促進協定の締結の手続及び公表事項を定める省令第1条第1項の規定により、次のとおり、建築物木材利用促進協定の締結を申し入れます。

構想の内容	③
構想の達成に向けた取組の内容	④
構想の対象区域	⑤
構想の達成に向けた取組の実施期間	⑥

備考

- ※の欄には、記載しないこと。
- 申入れ者が法人にあっては、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

① 申入れ書の提出先

a. 国との協定締結を希望する場合
「農林水産大臣」と記載ください。

b. 地方公共団体との協定締結を希望する場合
建築物木材利用促進構想の対象区域を管轄する都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む）を記載ください。



特定の市町村との連携、協働を志向するなどの理由により、複数の地方公共団体と協定を締結しようとする場合は、欄外でよいので、同様の申入れを行っている他の地方公共団体の名称を明記してください。

複数の事業者等が連名での協定締結を希望する場合は、申入れ書の提出は代表となる者が行ってください。

② 申入れ者の氏名及び住所

a. 申入れ者が個人の場合
氏名、住所を記載ください。

b. 申入れ者が法人の場合
法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地を記載ください。



同一の協定を締結しようとする事業者等が複数いる場合は、代表者のみの情報を記載するのではなく、全ての事業者等の情報を記載すること。

③ 構想の内容

個別の取組を進め、**どのようなことを実現したいか**を記載ください。

※協定書の参考例をご参照ください。

④ 構想の達成に向けた取組の内容

数値目標を記載するなど、**できるだけ具体的に**内容を記載ください。

※協定書の参考例をご参照ください。

⑤ 構想の対象区域

取組の実施予定区域を記載ください。
(記載例)

- ・全国
- ・関東地方1都6県
- ・A県
- ・B市及びC町

⑥ 取組の実施期間

取組内容を具体的に記載し、それを実際の行動に移していただくために、**概ね3～5年程度までの期間設定**としてください。

5 建築物における木材利用の優良事例情報

林野庁「公共建築物における木材利用優良事例集」

- ・公共建築物における木材利用優良事例集
https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/zirei_sankou.html

国土交通省HP「公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集」(全国営繕主管課長会議)

- ・公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集(令和2年版)
https://www.mlit.go.jp/gobuild/moku_torikumi.html#moku_jireiR2

木材利用優良施設コンクール(木材利用推進中央協議会)

- ・総理大臣賞、農林水産大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞等受賞作品の紹介
<http://www.jcatu.jp/commendation/list.html>

ウッドデザイン賞(ウッドデザイン賞運営事務局)

- ・全受賞作品のデータベース
<https://www.wooddesign.jp/>

6 その他の参考情報URL

林野庁HP「木材の利用の促進について」

- ・関係法令や基本方針、協定制度、木材利用促進本部、木造建築物の事例、ウッド・チェンジ協議会、クリーンウッド法、炭素貯蔵量ガイドライン、普及啓発資料、イベント情報など幅広く掲載。
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/>

(一社)木を活かす建築推進協議会HP

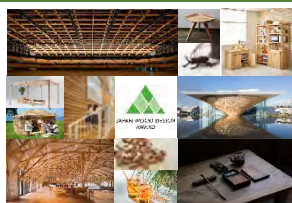
- ・「木造化・木質化に向けた支援ツール」や「木を活かした医療施設・福祉施設の手引き」など、地域において非住宅建築物の整備に取り組む際の課題解決に向けて参考となる情報を多数掲載。
<http://www.kiwoikasu.or.jp/index.php>

全国木材協同組合連合会運営サイト「Love Kinohei」

- ・外構部や非住宅建築物の木造化・木質化など、木の街づくりに関する一般向けの情報を掲載。
<https://love.kinohei.jp/>

中大規模木造建築ポータルサイト

- ・中大規模建築を木でつくるための技術・情報集約サイト。補助事業や表彰制度も紹介。
<https://mokuzouportal.jp/index.html>



ウッド・チェンジ
木づかいが 森をよくする 暮らしを変える

